

## 環境保全型農業推進運動協定締結事務取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、環境保全型農業総合推進事業実施要領（平成17年4月1日付け神奈川県環境農政部長通知）第2の1に基づき、神奈川県知事（以下「知事」という。）と環境保全型農業の実践を宣言した生産者組織等との環境保全型農業推進に係る協定（以下「協定」という。）締結について、必要な事項を定める。

### 第2 協定の内容等

1 協定は、知事と生産者組織等が、安全で健康な生活を望む県民の願いに応えるために農業の役割を再認識し、環境保全型農業の推進に向けた取組を行うことを内容とする。

生産者組織等とは、3人以上の販売を目的に生産を行う者を含み、それらが中心となって構成された組織をいう。

2 知事と協定を締結しようとする生産者組織等（以下「協議組織等」という。）は、次に示す要件を満たさなければならない。

(1) 構成員の名簿が整備され、代表者がいること。

(2) 次の内容を満たした環境保全型農業推進の宣言（参考1）（以下「推進宣言」という。）が行われ、明文化されていること。

ア 取組作物名が明記されていること。

イ 堆肥その他の有機質資材の施用により土づくりを行うこと。

ウ 化学合成農薬の使用を減少させるための技術を導入すること。

エ 化学肥料の施用を減少させるための技術を導入すること。

オ イからエを実践するために、県が策定する「環境保全型農業栽培の手引」に準じた栽培方法の実践に努めること。

カ 栽培履歴を作成すること。

作成にあたっては、生産者別・ほ場別・作物別に肥料、農薬、堆肥等有機質資材の名称、使用時期、使用量、希釈倍率（農薬の場合）及び作業内容が記載すること。

(3) 協定締結後、知事からの求めがあった場合は、第6に定める協定に係る取組の実践状況を報告すること。

3 協定締結期間は、協定締結の日から5年間とする。

### 第3 協定締結協議書の提出等

1 協議組織等は、環境保全型農業推進に係る協定締結協議書（別紙様式1号）（以下「協議書」という。）と宣言文を添付し、協議組織等の所在地

を管轄する地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）に提出する。

- 2 農業技術センター所長又は各地区事務所長（以下「農業技術センター所長等」という。）は、協議組織等が協議書を作成するにあたり、積極的に指導、助言を行うよう努める。
- 3 協議書提出の受付は、年4回とし、受付期間は、次のとおりとする。
  - 第1回（6月協定締結）4月1日～15日
  - 第2回（9月協定締結）7月1日～15日
  - 第3回（12月協定締結）10月1日～15日
  - 第4回（3月協定締結）1月4日～19日

#### 第4 協定の締結

- 1 所長は、協議書及び宣言文に協議組織等一覧表を添付して、受付期間翌月の1日までに環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）に進達する。
- 2 農水産部長は、環境保全型農業推進運動協定締結協議等に係る審査会（以下「審査会」という。）を開催し、協議内容について審査を行う。
- 3 農水産部長は、審査の結果、協議内容に基づいて協定を締結することが適当と認めるときは、環境保全型農業推進に係る協定締結同意書（別紙様式2号）を協議組織等に送付するとともに、環境保全型農業推進に係る協定書（別紙様式3号）（以下「協定書」という。）を2部作成し、所長を経由して協議組織等に1部交付し、協定締結とする。協定書は、環境保全型農業推進に係る協定を締結した協議組織等（以下「協定締結団体」という。）及び農水産部長が1部ずつ保管する。
- 4 農水産部長は、協定書を交付したときは、所長、農業技術センター所長等及び神奈川県農業協同組合中央会会長に通知する。

#### 第5 協定の更新等

第3及び第4の規定は、協定の更新又は協定内容の変更のうち取組作物並びに技術導入する取組内容の変更について、準用する。

##### 1 協定の更新

- (1) 協定締結期間が満了する協定締結団体は、知事との協議し、同意を受けることにより更新をすることができる。
- (2) 協定を更新しようとする協定締結団体は、協定締結期間が満了する日が含まれる四半期の直前の四半期の協議書提出受付期間内に、環境保全型農業推進に係る協定書の更新協議書（別紙様式4号）により更新の協議をしなければならない。

(3) 協定の更新を行った場合、更新後の締結期間は、更新前の締結期間満了日の翌日から5年間とする。

## 2 協定内容の変更

### (1) 協定締結団体の所在地又は代表者の変更

協定締結団体は、所在地又は代表者の変更があった場合、環境保全型農業推進に係る協定書の内容変更（所在地又は代表者）届（別紙様式5号）及び協定書の写しを添付し、知事に届け出を行う。

### (2) 取組作物又は取組内容の変更

協定締結団体は、取組計画の技術導入する作物又は実践しようとする環境保全型農業栽培技術の内容を変更する場合には、環境保全型農業推進に係る協定締結協議内容の変更協議書（以下「変更協議書」という。）（別紙様式6号）により、知事と協議し、同意を受けることとする。

なお、協定書の変更を伴う場合は、農水産部長は協定書の変更を行い、所長を経由して協定締結団体に交付する。この場合の協定締結期間は、変更前の協定の残存期間とする。

## 第6 実践状況の報告

1 知事は、協定締結団体が協議書又は推進宣言に記載した取組を行っているか確認するために、協定締結団体に対し、必要に応じて報告を求めることができる。

2 前項の報告を求められた協定締結団体は、環境保全型農業推進に係る協定に関する実践状況報告書（別紙様式7号）により所長に提出する。

3 提出を受けた所長は、内容を確認の上、農水産部長に送付する。

## 第7 協定の解除

1 知事は、協定締結団体が協議書又は推進宣言に記載した取組を行っていないと認めるとき又は審査会で必要と認めるときに協定を解除することができる。

この場合、知事は、現地調査、協定締結団体に対する指導等を行い、解除にあたっては慎重を期する。

2 協定締結団体は、協議書又は推進宣言に記載した取組を止めた等の理由により協定を解除したい場合は、環境保全型農業推進に係る協定の解除協議書（別紙様式8号）により知事と協議し、環境保全型農業推進に係る協定締結解除同意書（別紙様式9号）により同意を受けることとする。

## 第8 その他

- 1 協定締結団体は、GAP（農業生産工程管理）の導入に努めることとする。
- 2 第5の1に定める更新を行う場合は、協定締結団体の構成員は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく県知事の認定を受けることに努めることとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、協定締結等に必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
ただし、この要領の施行前にすでに締結を行った協定については、従前の例によることとし、平成25年度第1四半期審査会協定締結から適用する。
- 2 この要領の施行に伴い、次については廃止する。
  - (1) 環境保全型農業推進運動実施要領
  - (2) 環境保全型農業推進運動実施要領の運用

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年3月15日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、協定締結期間満了日が令和3年7月1日から令和4年9月30日までの団体の協定締結期間について、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 協定締結期間満了日が令和3年7月1日から令和4年6月30日までの団体は、協定締結期間満了日を令和4年9月30日とする。
  - (2) 協定締結期間満了日が令和4年7月1日から令和4年9月30日までの団体は、協定締結期間満了日を令和4年12月31日とする。
  - (3) 前2項により協定締結期間を延長した団体が協定の更新を行う場合の協定締結期間は、協定締結期間延長前の協定締結期間満了日の翌日から5年間とする。

附 則

この要領は、令和4年4月7日から施行する。

(参考1)

○ ○ ○ 宣言 (注1)

( 前 文 )

・団体として環境保全型農業の推進に対する考え方を記載してください。

( 実施要領第2の2の(2)の満たす内容 ) (注2)

1  
2  
3  
4  
5  
6

取組作物：

年 月 日 (宣言を行った日)

団体名

(注1) 環境保全型農業推進宣言、「環境にやさしい農業」を進める宣言などを記載する。

(注2) 行動指針などの題名をつけて記載することも可能。

(注3) 全構成員が取り組む内容や、構成員ごとに異なる内容の場合で、そのいずれかを全構成員が行っている内容を記載する。

なお、全構成員が取り組む内容とは、全構成員が共通して取り組む内容又は複数の取組内容のうちいずれかを全構成員が取り組む内容のことをいう。したがって、一部の構成員のみが取り組む内容は、全構成員が取り組む内容とはならず、宣言文に記載することはできない。

(内容とは、(参考2)の実践しようとする取組内容の記載例の内容を指す。)

記載例① (構成員10名の場合で、土づくり技術A：10名の場合)

技術Aにより、土づくりに取り組みます。

記載例② (構成員10名の場合で、土づくり技術A：5名、技術B：3名、技術A及びB：2名の場合)

技術AまたはBにより、土づくりに取り組みます。

(参考2)

実践しようとする取組内容の記載例

| 項目                | 内容   |
|-------------------|--|
| 土づくりに関する技術        | <ul style="list-style-type: none"><li>・たい肥中の養分を考慮した、たい肥の適正施用。</li><li>・緑肥作物の利用。</li><li>・深根性作物の導入による物理性の改善。</li><li>・土づくり機械による物理性の改善。</li><li>・輪作体系の導入。</li></ul>  |
| 化学合成農薬の使用削減に関する技術 | <ul style="list-style-type: none"><li>・輪作体系、田畑輪換作の導入による土壌病害虫の発生抑制。</li><li>・混作による害虫又は土壌病害の発生抑制。</li><li>・対抗植物（マリーゴールドなど）による土壌害虫の発生抑制。</li><li>・病害虫抵抗性品種（台木）導入による土壌病虫害の回避。</li><li>・マルチ栽培による病害の発生抑制。</li><li>・ほ場の衛生管理による病害虫の発生抑制。</li><li>・温湯、乾熱による種子消毒。</li><li>・焼土、蒸気、熱湯、太陽熱利用による土壌消毒。</li><li>・銀白色資材を利用した害虫害の回避。</li><li>・紫外線除去フィルムを利用した害虫害の回避。</li><li>・色の誘引（黄色粘着テープ、黄色蛍光灯など）を利用した害虫防除。</li><li>・性フェロモンを利用した害虫密度の抑制。</li><li>・雨よけ栽培による病気の発生抑制。</li><li>・防蛾ネットによる果実吸蛾類による被害の回避（なし、ぶどう）。</li><li>・被覆資材を用いた病虫害の回避。</li><li>・天敵農薬を利用した害虫防除。</li><li>・土着性天敵を利用した害虫防除。</li><li>・低環境負荷型農薬（B T剤、物理的阻害剤等）による病虫害防除。</li><li>・病害虫発生密度の低い時期の農薬のスポット散布。</li><li>・害虫の発生状況の把握による適期の害虫防除。</li><li>・排水対策の改善による病害の発生抑制。</li><li>・手取りによる除草。</li><li>・機械による除草。</li><li>・物理的雑草防除。（敷わら、黒フィルム、紙、生分解性資材によるマルチングなど）</li><li>・生物的雑草防除。（水稻における合鴨農法、カブトエビの放飼など）</li><li>・草生栽培による雑草防除。</li></ul> |
| 化学肥料の使用削減に関する技術   | <ul style="list-style-type: none"><li>・土壌診断による土壌養分の適正化。</li><li>・有機質肥料の利用。</li><li>・緑肥作物の利用。</li><li>・ぼかし肥料の利用。</li><li>・局所施肥技術。</li><li>・緩効性肥料の利用。</li><li>・作物の肥料吸収特性に合わせた施肥体系の改善。</li></ul>  |

（技術内容は、上記から選択したり、各団体固有の取組等を記入してください。）